

倫理規程

徳島県小学生バレーボール連盟

第1条 目的

この規程は、徳島県小学生バレーボール連盟（以下「徳小連」）の関係者（以下「徳小連関係者」）が順守すべき倫理に関する事項を定めることにより、徳小連の社会的な信頼を確保すること及び徳島県内の小学生バレーボールの健全な普及、発展の為に注意を喚起することを目的とする。

第2条 適用範囲

前条に規程する「徳小連関係者」とは、以下の者をいう。

- (1) 徳小連役員（会長，副会長，理事長，副理事長，常務理事，理事，監事，評議員）
- (2) 徳小連に登録した加盟団体の指導者・チーム関係者
- (3) 参加選手の保護者

第3条 責務及び順守事項

徳小連関係者は、徳小連の定めた諸規程や決定事項を順守し、競技規則を守り、常にスポーツマン、スポーツ関係者としての品位と名誉を重んじつつ、フェアプレーの精神に基づいて他の範となるように行動し、バレーボールの健全な普及・発展に努めなければならない。

- 2 徳小連関係者が次に掲げる行為を行うことを禁止する。
 - (1) 徳小連の決定した方針に従わないこと。
 - (2) 徳小連の認めていない競技会に参加すること。
 - (3) 小学生の体力向上から逸脱した厳しい日常練習や対外試合。
 - (4) 指導に名を借りた体罰，暴力，暴言，セクシャルハラスメント，個人的な差別等，人権尊重の精神に反する言動をとること。
 - (5) 新規登録及び選手の中途移籍に関し，正当な手続きを経ずに，選手の勧誘，強要及び移籍を行うこと。
 - (6) 徳小連関係者として著しく品位又は名誉を傷つけること。
 - (7) フェアプレーの精神に明らかに違反すること。
 - (8) 事業推進のために後援並びに協賛社等から良識を超えた多額の金品の提供を受けること。
 - (9) その他，著しくスポーツマン精神に反する行為を行うこと。

第4条 倫理委員会の設置

本規程の解釈，運用のために，常務理事会の議決に基づき倫理委員会を設置する。

- 2 倫理委員会の委員の選任及び解任は，常務理事会が決定する。

委員長 1名，副委員長 1名，委員 若干名，事務局 1名
- 3 委員長が必要と認めた時は随時委員を招集することができる。

第5条 違反行為の対応及び処分

第3条2の禁止事項に違反した場合，附則1により役職等の除名あるいは永久若しくは一定期間の停職，活動の停止などの処分を行う。ただし，行為の事実が当事者の故意とは言えない場合や，軽微な場合は注意又は警告にとどめる。また，当事者を監督する立場にある者が徳小連役員の場合には，附則2により処分する。

第6条 処分の手続き

徳小連会長は、第3条2に掲げる禁止行為の報告等があった場合、倫理委員会の開催、並びに調査を指示するものとする。

- 2 倫理委員長は、関係団体若しくは個人より事故（事案）発生報告書を徴するとともに調査及び当事者から事情徴集を行い、倫理委員会で処分を決定する。なお、必要とする案件は日本小学生バレーボール連盟（以下「日小連」）と協議し、決定した事項については常務理事会等に報告する。
- 3 事故（事案）発生報告書は徳小連会長に届いたことで受理とする。
- 4 処分を決定するに当たっては、公正を期するために、当事者の弁明の機会を設定する。
- 5 処分の決定通知は、徳小連会長名で文書で通知する。
- 6 処分決定に対する不服申し立ては、被処分者が徳小連会長宛に文書で提出すること。

第7条 その他

本規程の実施に関する必要な細則は、倫理委員長が常務理事会の承認を得て別に定める。

- 2 本規程は、常務理事会の議決をもって変更することができる。
- 3 本規程は、平成27年 3月22日から施行する。

附則1 当該者等に対する罰則

- | | |
|------|---|
| レベル1 | 口頭による嚴重注意及び日小連への氏名報告
（言葉による暴力、飲酒、喫煙を伴う指導等） |
| レベル2 | 文書による嚴重注意及び反省文の提出
（レベル1の繰り返し等） |
| レベル3 | 一定期間（1年以内）の指導及びベンチ入りの禁止
（体罰・暴力行為、その他指導者として相応しくない行為等） |
| レベル4 | 指導及びベンチ入り禁止（1年以上）及び指導資格、役職の剥奪
大会、交流会開催時に起きた場合は、その大会の開催禁止
徳小連役員の反省文を日小連に提出
（著しい体罰・暴力行為、レベル3以上の繰り返し） |
| レベル5 | 永久追放及びチーム解散
（刑事・行政責任に関わるような体罰・暴力事件等） |

附則2 徳小連役員が所属するチームに不祥事があった場合の監督責任

- | | |
|------|--|
| レベル1 | 口頭による嚴重注意（言葉による暴力、飲酒を伴う指導等） |
| レベル2 | 文書による嚴重注意・改善策の提出（レベル1の繰り返し） |
| レベル3 | 一定期間（1年間）徳小連役員としての活動の禁止
（体罰・暴力行為、その他指導者として相応しくない行為） |
| レベル4 | 徳小連役員の役職の降格
（著しい体罰・暴力行為、レベル3の繰り返し） |
| レベル5 | 徳小連役員の解任（刑事・行政責任に関わるような体罰・暴力事件等） |